

認知症対応型共同生活介護事業所
グループホームつきの樹
運営規程

医療法人社団 紀洋会

認知症対応型共同生活介護事業所
グループホームつきの樹 運営規程

(事業の目的)

第1条

この規程は、医療法人社団 紀洋会が設置経営する指定地域密着型サービスに該当する(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所(以下、事業所という。)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条

要介護・要支援者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を行うことにより、要介護者の日々の暮らしの支援を行い、また要介護者の孤立感の解消及び心身機能の維持並びに要介護者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第3条

当事業所において提供する(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、様々な介護サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適当にサービスを提供する。

3 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供する。

4 (介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの提供にあたっては、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。

5 (介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。

6 利用者の要介護状態・要支援状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

7 提供する(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図る。

(事業所の名称)

第4条

事業所の名称及び所在地

認知症対応型共同生活介護事業所 グループホームつきの樹
兵庫県三田市けやき台3丁目75番3
管理者 橋本 明美

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条

(1)管理者 1人 事業を代表し、業務の総括にあたる。

(2)介護支援専門員 1人以上

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所利用者の認知症対応型共同生活介護計画の作成の取りまとめ、地域の包括支援センターや他の関係機関との連絡・調整を行う。

(3)介護職員 14人以上(常勤換算)

(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。
また、宿泊に対して1人以上の夜勤を配置する。

(営業日及び営業時間)

第6条

営業日 365日(年中無休) 営業時間 24時間

定員

定員	18人
----	-----

((介護予防)認知症対応型共同生活介護事業の内容及び利用料その他の費用)

第7条

(1)サービス内容

当施設のサービスは、予め契約した利用者に対して、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に基づき、家庭的な環境と地域の住民との交流の下、多職種の職員の協同により、入浴・排泄・食事などの日常生活上の世話及び機能訓練を行うものとす

る。

(2) 利用料およびその他の費用

利用料は、介護保険法の定めるところによる自己負担額と食費・居住費・おむつ代・光熱水費で 別紙 1 に示すとおりである。

(通常の事業の実施地域)

第8条

三田市

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条

当施設の利用にあたっての留意事項は重要事項説明書及び別紙 1.2 に示すとおりである。

(緊急時等における対応方法)

第10条

当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供する為、事故発生の防止及び緊急時の対応(別紙)を定め、事故予防・緊急時も体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合には、利用者に対して必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第11条

当施設は、消防法に規定する消防計画及び風水害・地震などの災害に対処する計画をつくり、管理者を選任し、非常災害対策を講じる。

- (1) 管理責任者 所長
- (2) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。・・・年 1 回
- (3) 非常災害用の設備は、日常定期点検し、常に有効に保持する。
- (4) 火災の発生や地震の発生に対処できるよう、これらを想定した訓練を適時実施する。
- (5) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(虐待防止に関する事項)

第12条

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

虐待防止に関する担当者	所長 橋本 明美
-------------	----------

2 事業所は、サービス提供中に、当施設職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型共同生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、施設職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条

(身体の拘束等)

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護する為等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の管理者がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録簿に記載する。

(褥瘡対策等)

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止する為の体制を整備する。

(職員の質の確保)

施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(衛生管理)

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用器具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の

防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(暴力団等の影響の排除)

当施設は、その運営について、暴力団の支配を受けてはいけない事とする。

(その他の事項)

地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する事項については、運営委員会において定めるものとする。

付則1この運営規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

令和 6年 2月 1日改定する。〈第12.13条追加〉